

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号により随意契 約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に 付することができないとき。	1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 — 2 見積を徴した事業者の概要 — 3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 ・本業務は、第 4 8 回全国高等学校総合文化祭の実施期間を含む 2 週間程度の間に、計 6 千食以上（1 日最大約 8 5 0 食）の弁当を製造し、東濃地域及び可児市の 8 会場に配送し、さらに当日中に弁当ゴミの回収業務を行うものであり、大量の弁当を集中的に製造する能力に加え、確実かつ安全に弁当の配送及びゴミを回収する能力が求められる。 ・部門別行事のスケジュール及びスタッフ人数の調整のため、弁当配送場所及び弁当個数の把握に時間を要した。 ・また、当初は宿泊・輸送業務を委託している業者が弁当手配の全体を統括して管理する計画だったものの、当該業者が業務を行うことができなくなり、急遽、実行委員会が直接県内各地の製造業者を確保することとなった。 ・7 月 2 6 日以降の配送分であることから、至急契約業者を決定し、計 6 千食の製造ラインを確保してもらう必要がある。 以上のことから、競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない。 4 特定の者を選定した理由 株式会社バローホールディングスは、製造ラインを多治見市にもち、契約内容を満たす製造・配送を実施する能力を有し、かつ、期間中の製造ラインが確保できることを確認している。 以上のことから、本業務を確実に実施できる株式会社バローホールディングスを選定した。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。